# 改葬許可の申請について

熊谷市内に埋葬、または埋蔵(収蔵)されている遺骨をほかの墓地・納骨堂に移 す場合は、熊谷市役所に改葬許可の申請が必要です。

改葬許可申請書に記入・押印のうえ、受付窓口に御提出ください。

また、3名以上の改葬を申請する場合は、別紙も御記入のうえ、申請書と合わせて御提出ください。

# 注意点

- 「墓地管理者」は、現在のお墓がある熊谷市内のお寺や霊園を管理している 人のことです。
- 「墓地使用者」の承諾欄は、現在のお墓の使用者が申請者本人ではなく、 ほかの人の場合に必要です。申請者本人が墓地使用者の場合、必要ありません。
- ▶ 申請書に押す印鑑は、朱肉を使う印鑑であれば、認印でも差し支えありません。
- ▶ 火葬年月日など、わからないところには「不詳」と御記入ください。
- ▶ 郵送で申請する場合は、申請書と返信用封筒(切手110円分貼付)を同封し、市民課戸籍係までお送りください。申請書に不備があると、お返しすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ▶ 土葬された遺体を改葬する場合は、改葬前に火葬が必要なことがあります。

### 受付窓口・お問合せ先

#### 熊谷市役所

◆ 市民課 戸籍係 048-524-1111 内線 270 郵送申請はこちらへ 〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町2-47-1

### 熊谷市役所市民課戸籍係

- ◆ 大里行政センター 市民福祉係 (代) 0493-39-0311
- ◆ 妻沼行政センター 市民係 (代) 048-588-1321
- ◆ 江南行政センター 市民福祉係 (代) 048-536-1521
- ※受付時間は月曜日~金曜日の午前8時30分~午後5時15分です。